

多様な金融サービス提供のための 規制改革項目について

2018年12月6日



キャッシュレス推進・新サービス促進のために

- 事前規制は必要最小限に
- 共通の手続き・運用はワンストップで重複排除
- 様々なサービスの選択肢を用意し、利用者自身のニーズに合った選択を可能にする
- 一時点での情報のみによる判断ではなく、AIやITを活用し、継続的・多角的に収集可能な情報による判断も可能に

金融サービスに関連した規制改革項目

想定される新サービス等	関係法律と改正点	現状の問題・改善イメージなど
① B 2 B 取引等での多様な決済手段の提供	資金決済法 (上限額の撤廃又は引き上げ)	○取扱い金額が100万円以下に制限され、B 2 B 等では利用できず、toCも海外送金等のニーズを満たせない
②クラウドソーシングデータ等を活用した新たな与信	貸金業法、割賦販売法 (年収による総量規制の見直し等)	○クラウドソーシング事業者が保有する業務遂行履歴等を活用すれば、新たな個人の与信データとなる ○非正規雇用、個人事業主、フリーランス、主婦、パートアルバイトなどマーケットの拡大と現状では与信を得られていない市場の取り込みが可能
③スモールビジネス向け融資の創設・拡充	利息制限法、出資法、貸金業法等 (上限金利規制・総量規制の緩和、金利設定期間の見直し等)	○15-20%の上限金利以上での貸出しが不可能なため、スモールビジネスにおける運転資金のファイナンスの市場(短期融資、月次で2-4%等の金利)に答えられない ○手数料型トランザクションレンディングにおける貸金業法の登録を不要化することで新たなフィンテック事業者の参入が期待される
④確定拠出年金制度の利用拡大	確定拠出年金法 (引き出し要件の緩和、一任運用サービスの解禁)	○米国におけるHardship withdrawalと平仄を合わせ、医療費、住居購入・修復、失業等の家賃支払い、教育費、葬儀等に対して引き出し可能にする
⑤少額貯蓄・少額投資プラットフォームの構築	資金決済法、金融商品取引法、出資法、銀行法 (銀行代理業、金融商品仲介業の規制の不適用/緩和、少額投資資産買い付けの許認可見直し)	○出資法の関係で金銭の預託のみ可能でプラットフォームの構築不可。 ○金融機関と連携して行うには銀行代理業又は金融商品仲介業が必要となることや既存金融機関のシステムの不便さなど、ハードルが高い。 ○おつり貯金、500円貯金といったリアル貯金を電子化することでキャッシュレス社会を促進し、消費喚起可能

金融サービスに関連した規制改革項目

想定される新サービス等	関係法律と改正点	現状の問題・改善イメージなど
⑥ 資金移動口座への給与振り込み	労働基準法 (賃金の支払い方法)	○キャッシュレス促進のため、資金移動口座への給与の振り込みも可能にする
⑦ 電子マネーを用いた寄付や納税等	資金決済法 (前払式支払手段に関する「代価の弁済」の解釈)	○キャッシュレス化推進のため、電子マネーで支払える範囲を拡大する
⑧ 合理的かつ効率的なマネロン監視	犯罪収益移転防止法	○AI等監視ツール活用によるリスク大の取引検知、一定金額以下等リスク小の取引時確認の省略 ○他の事業者の取引時確認依拠や委託方法の多様化・弾力化・共同利用等による取引時確認ワンストップの実現 ○反社情報の共有活用・政府DB利用による共通の情報に基づいたマネロン監視

取引時確認の合理化・効率化について

- 銀行等マネロン対策のノウハウに長けた金融機関に取引時確認事務を集約できるような制度改善
例：銀行→カード会社への委託はできるのに逆ができないという点を改善
- コンソーシアム等特定事業者の集合体を活用したワンストップの取引時確認の仕組みを拡大する環境整備
例：どのような組織体・規約・契約関係等にすれば法による要請をクリアするのか明確化
例：反社DB等を特定の業種以外も活用できるようにする
- 委託・依拠できる範囲の拡大・解釈の明確化
例：特定事業者Aによる取引時確認に口座振替等により特定事業者Bに依拠したものが含まれる場合にも特定事業者Cから特定事業者Aへの委託ができることを明確化

取引時確認の合理化・効率化について

【前提:現行法上の委託と依拠】

他の特定事業者が過去に行った取引時確認を活用できる方法

(1) 特定事業者への**委託** (法4条3項、施行令13条1項1号、2項、施行規則16条1項1,2号)

特定事業者A (委託元・限定有) が他の特定事業者B (委託先・限定無) に対し、**施行令7条1項1号に定める特定取引**を委託 (事務委託含む) する場合

- ① Bが他の取引で取引時確認を行い確認記録を保存していることをAが確認
- ② Bが確認記録を既に行っていることをAが記録

→Aは**取引時確認をしなくてよい**

(2) 銀行・クレジットカード会社への**依拠** (法4条1項、施行規則13条1項1,2号)

特定事業者Aが施行令7条1項1号ハ~ヨ、ソ、ナ、2号、3号に定める取引において、

① Aが予めその銀行/カード会社と合意している

② (A)銀行口座振替 または
(B)クレジットカード引き落とし] で決済される

③ その銀行/カード会社が取引時確認を行い確認記録を保存していることをAが確認

→Aはこの方法で**取引時確認ができる** (確認記録は作成保存する)

※ (1) (2) いずれも、なりすましの疑い等疑わしい取引等は除く

取引時確認の合理化・効率化について

【課題 1】

施行令13条による委託が可能な特定事業者が限定されている

施行令7条1項1号に定める特定取引

↑クレジットカード発行契約等、1号以外の取引が含まれない

- ➔銀行からクレジットカード会社取引時確認の委託はできるのに、クレジットカード会社から銀行には委託できない
- ➔銀行等マネロン対策のノウハウに長けた金融機関に取引時確認事務を集約できない
- ➔複数の業種の特定事業者にまたがった場合コンソーシアム等を活用した委託が実現できない

➤ 施行令13条による委託が可能な対象取引を、「**施行令7条各号に定める特定取引**」とする等、制度改正をお願いしたい

取引時確認の合理化・効率化について

【課題2】

同業金融機関同士のコンソーシアムは実証実験がされているが、コンソーシアム自身は特定事業者ではないため、参加する特定事業者同士の委託が成立するような仕組みが必要と思われるが、どのような契約関係であれば実現できるのか必ずしも明確にはされていない

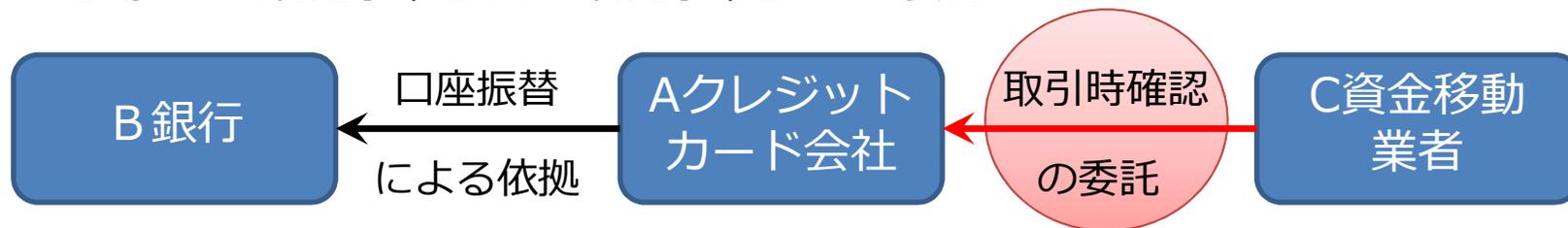
- 業種をまたがった複数の特定事業者がコンソーシアムのような機関を通して施行令13条の委託による取引時確認の効率化を図る場合、どのような組織体・規約・契約関係等にすれば法による要請をクリアするのか明確化していただきたい

取引時確認の合理化・効率化について

【課題3】

施行令13条による委託と施行規則13条による依拠の組み合わせの可否が明らかでない

例：特定事業者Aによる取引時確認に口座振替等により特定事業者Bに依拠したものが含まれる場合にも特定事業者Cから特定事業者Aへの委託ができるか？



依拠の場合A社に取引時義務自体は残っており、確認記録も作成・保存されていることから、CからAへの委託も可能なのではないか？

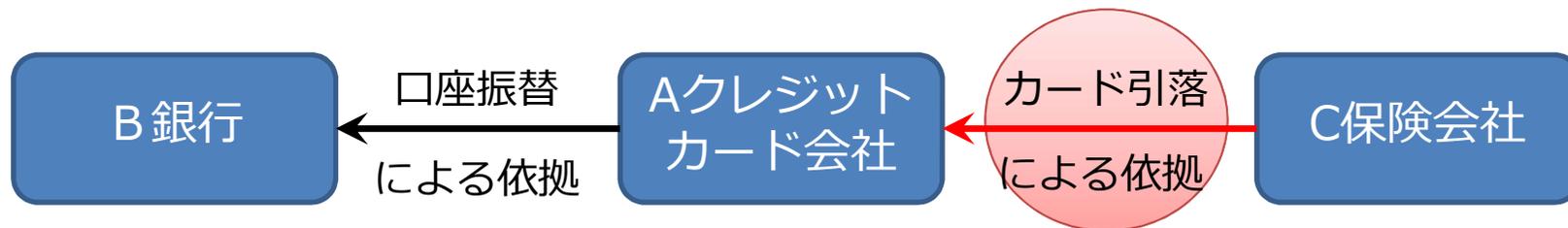
- 特定事業者Aによる取引時確認に口座振替等により特定事業者Bに依拠したものが含まれる場合にも特定事業者Cから特定事業者Aへの委託ができることを明確化していただきたい

取引時確認の合理化・効率化について

【課題4】

施行規則13条1項2号によるクレジットカード会社への依拠は、依拠先が既に他の金融機関に依拠している場合には認められていない

例：クレジットカード会社Aによる取引時確認に口座振替等により銀行Bに依拠したものが含まれる場合にも特定事業者Cから特定事業者Aへの依拠による取引時確認ができるか？



依拠の場合A社に取引時義務自体は残っており、確認記録も作成・保存されていることから、CからAへの依拠も可能とできないか？

- 施行規則13条1項2号「（前号に掲げる方法によるものを除く）」を削除するか、一定の条件があれば除外しない等、クレジットカード会社への依拠の範囲を拡大できないか？

Hello, Future!

